

石手川ダムただし書き操作要領

令和元年7月

国土交通省 四国地方整備局

松山河川国道事務所 石手川ダム管理支所

(通則)

第1条 石手川ダムの計画を超える洪水時における操作規則第14条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ただし書き操作開始水位

洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし

E L 210.00 mとする。

二 洪水時最高水位

石手川ダム操作規則に定める洪水時最高水位とし

E L 211.50 mとする。

三 設計最高水位（上限水位）

石手川ダム設計最高水位（上限水位）は

E L 212.60 mとする。

(局長の承認等)

第3条 所長は、操作規則第14条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を越えること及びその後更に洪水時最高水位を越えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、四国地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、別表-1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、今後さらに洪水時最高水位を越えることが予測される場合には、ただし書き操作に移行するものとする。

2 所長は、前項の規定によりただし書き操作へ移行した場合には、速やかに別表-1に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を越えてから放流量が流入量と等しくなるまでの間はコンジットゲート及びクレストゲートは別表－2に定める貯水位に対応したゲート開度とすること。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなるまでの間は、貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つよう努めるものとする。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、局長の承認を受けた上で、貯水位を下げることができる。

(ただし書き操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量が計画最大放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、操作規則第15条に定める「洪水調節等の後における水位の低下」へ移行するものとする。

附則

この要領は、令和元年7月3日から適用する。

別表－1

(第3条、第4条関係)

関係機関

関係機関	備考 (所在地)
四国地方整備局	高松市サンプォート3番33号
愛媛県河川港湾局	松山市一番町4-4-2
松山市消防局	松山市本町6丁目6-1
愛媛県警察本部	松山市南堀端町2-2
伊予消防等事務組合 松前消防署	伊予郡松前町筒井809番地1
NHK松山放送局	松山市堀之内5

